

【令和6年度以降申告向け】**中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について
(地方税法附則第15条第45項)**

本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備について、一定の要件を満たす場合、固定資産税（家屋・償却資産）の課税標準の特例を受けることができます。

* [「先端設備等導入計画」の認定申請について（産業労働課 HP へリンク）](#)

1 課税標準の特例の概要

「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定を受けた中小企業者・中小事業者のうち、一定の要件に該当する場合は、認定後に「先端設備等導入計画」に基づき取得をした新規設備に係る固定資産税が「2分の1」になります。

ただし、雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令に定めるものが記載された認定設備導入計画に従って取得をしたものについては、5年間又は4年間「3分の1」（注1）になります。

注1：取得時期により特例期間が変わります。

令和6年3月31日までに取得した設備：5年間

令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

2 特例措置の適用要件について**(1) 特例措置の対象となる方**

- ア 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - イ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ウ 常時使用する従業員数は1,000人以下の個人
- ※ 次の法人は、たとえ資本金もしくは出資金が1億円以下でも対象とはなりません。
- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

【注意】「先端設備等導入計画」の認定を受けられる中小企業等経営強化法上の「中小企業者」とは規模要件が異なりますのでご注意ください。

(2) 対象設備要件

下表の対象設備で、以下の要件すべてを満たすものになります。

- ア 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
- イ 生産、販売活動等に直接使用する設備であること
- ウ 中古資産でないこと

【対象設備】

設備の種類	最低取得価格
機械及び装置	160万円以上
工具 (測定工具・検査工具)	30万円以上
器具及び備品	30万円以上
建物附属設備 (*1)	60万円以上

*1 償却資産として課税されるものに限りません。

(3) 取得時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得をした上記の設備が対象になります。

3 提出書類について

(1) 提出書類

- ア 償却資産 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
課税標準の特例に関する届出書兼明細書

(2) 提出不要書類

下表の「先端設備等導入計画」の認定申請時に提出している書類等は、誓約書によって産業労働課から資産税課へ情報提供することとなりますので、資産税課に改めて提出することは不要となります。

共通	・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び先端設備等導入計画 ・工業会証明書 ・先端設備に係る誓約書 ・認定通知書
リース契約 の場合	・リース契約見積書 ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書

以上